

当院における新型コロナウイルス感染症の発生について  
(第2報 診療制限の解除)

当院では、3月23日からの院内における新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、新規の入院受入を制限するとともに、練馬区保健所、東京都福祉保健局の指導助言を仰ぎながら院内における感染者の把握や感染防止対策の強化に努めてきました。

この結果、3月30日以降は新たな感染者は確認されていません。

このことから、4月13日より、制限していた病棟の新規入院について通常診療を再開しますのでお知らせいたします。

当院ではこれまで入院患者のPCRについては入院時や入院後の定期検査、不明の発熱時の臨時検査を行ってきました。今後は更に他疾患による発熱が明らかな場合などにも、併存する感染を考慮しての臨時検査施行も徹底することと致します。

改めて、当院を利用されている患者様とそのご家族、地域の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしたことをお詫び申し上げます。

患者様の安全を確保し、地域の皆様に安心して受診していただけるよう、今後も職員一丸となって取り組んで参ります。ご理解ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

令和3年4月12日  
練馬光が丘病院